

(表5) 主な居宅サービス

| 名称 | 内容 | 自己負担額(めやす) |
|--------------|--|---|
| 訪問介護 | 利用者の自宅を訪問して、身体の介護や家事の援助を行うサービス | 身体介護(30分以上1時間未満) 家事援助(30分以上1時間未満) 410円 156円 |
| 訪問入浴介護 | 家庭での入浴が無理な場合、居室内に浴槽を持ち込み入浴を行うサービス | 看護職員1人+介護職員2人の場合 1,273円 |
| 訪問看護 | 看護婦(士)等が自宅を訪問して行う看護サービス | 訪問看護ステーション(30分以上1時間未満) 840円 |
| 訪問リハビリテーション | 指定を受けた病院等が、自宅を訪問して機能訓練を行うサービス | 1日あたり 557円 |
| 通所介護 | デイサービスセンター(ケアセンター)等に通って、食事や入浴、機能訓練等を行うサービス | 所要時間6時間以上8時間未満の場合(食事・入浴・送迎) 要支援 要介護1・2 要介護3・4・5 845円 949円 1,216円 |
| 通所リハビリテーション | 施設に通って機能訓練を受けるサービス | 所要時間6時間以上8時間未満の場合(食事・入浴・送迎) 要支援 要介護1・2 要介護3・4・5 837円 952円 1,244円 |
| 福祉用具貸与 | 特殊ベッドや車いす等、福祉用具の貸与(レンタル)を行うサービス | レンタル料の1割 (貸与する用具によって金額が異なります) |
| 短期入所生活(療養)介護 | 福祉施設等に短期間入所し、日常生活の介護やリハビリを受けるサービス | 1日あたり(特別養護老人ホーム併設型・送迎) 要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 1,298円 1,326円 1,372円 1,416円 1,462円 1,506円 |
| 福祉用具購入 | 入浴用、排泄用の特定福祉用具の購入費の支給 | 上限額10万円(1年)の1割 |
| 住宅改修費 | 手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修費の支給 | 上限額20万円(同一家屋)の1割 |
| 居宅療養管理指導 | 自宅へ医師や薬剤師が訪問し、療養上の管理や指導を受けるサービス | 医師・歯科医師 薬剤師 940円 550円 |

注1 自己負担額は、要介護度およびサービスの内容等によって金額が異なります。

注2 通所介護・通所リハビリテーションおよび短期入所生活(療養)介護は、上記のほか食事の自己負担があります。

(表6) 介護保険Q & A

| Q | A |
|---|--|
| 1 介護保険制度ってどのようにですか。 | 介護が必要となった高齢者に医療・保健・福祉サービスを総合的に提供し、社会全体で介護を支えていくことを目的です。具体的には、要介護認定の申請をして認定された場合にその要介護度に応じた介護サービスが受けられます。 |
| 2 介護保険の加入者は、40歳以上ということですか。 | 手続きは必要ありません。40歳になると自動的に加入することになります。また、65歳になったときも同様です。 |
| 3 サラリーマンの妻の保険料はどうなりますか。 | サラリーマンの家庭で、妻など扶養する家族に40~64歳の人�でも被扶養者の保険料を納める必要があります。なお、65歳以上の被扶養者は、保険料を納めることになります。 |
| 4 一度受けた要介護認定はいつ有効ですか。 | 要介護認定の有効期間は原則6ヶ月です。引き続きサービスを利用する場合は、更新申請の手続きが必要です。また、有効期間中でも容態が悪化したようなときは、変更申請に基づき必要に応じて要介護認定は変更されます。 |
| 5 要介護認定で非該当(自立)と判定されたら、サービスは受けられないのですか。 | 非該当(自立)の場合は介護保険によるサービスは受けられません。ただし、市の保健福祉サービスが利用できます。 |
| 6 サービス提供事業者に不満等があるときは、事業者の変更ができますか。 | 事業者は自由に選ぶことができますし、途中で変更することもできます。不満等があるときは、担当の介護支援専門員や市役所に相談してください。また、サービスに関する苦情は、国民健康保険団体連合会に申し立てすることができます。 |
| 7 介護サービス計画(ケアプラン)は、誰に頼めばいいのですか。 | 介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業者が利用者の希望にそった介護サービス計画を作成します。作成にかかる費用は無料です。介護サービス計画は自分で作成することもできますが、市に計画の届け出が必要になります。 |
| 8 介護サービスを利用するときは、無料ですか。 | 介護サービスに要した費用の1割の自己負担があります。施設入所の場合は、1割の自己負担分と食事にかかる費用について定額の負担があります。 |
| 9 介護保険の保険証が送られてきましたが、どのようなときに使うのですか。 | 病気やけがで病院で診察等を受けるとき、医療保険の保険証を提出するように、介護サービスを受けるときに、サービス事業者に提出します。ただし、介護サービスを受ける前に要介護認定を受けておく必要があります。なお、要介護認定を申請する時は市に保険証を提出する必要があります。 |

問い合わせ
高齢福祉課(内471)
介護保険推進室は機構改革により高齢福祉課に変わりました

市支援センター
在宅介護
(表4)

安心の高齢社会に向けて…



「えびな高齢者プラン21」は、高齢社会の課題に対し目標を持つことを目標としています。平成12年度から16年度までの5カ年を計画期間としています。第5年にあたっては、高齢者代表として公募による委員会が設置し、2年近い審議を経てまとめたものです。内容は、高齢・生きがいづくりから介護までの高齢者施策の全般にわたります。第5年には、高齢者支援が必要な高齢者の在宅介護支援センターで閲覧できます。

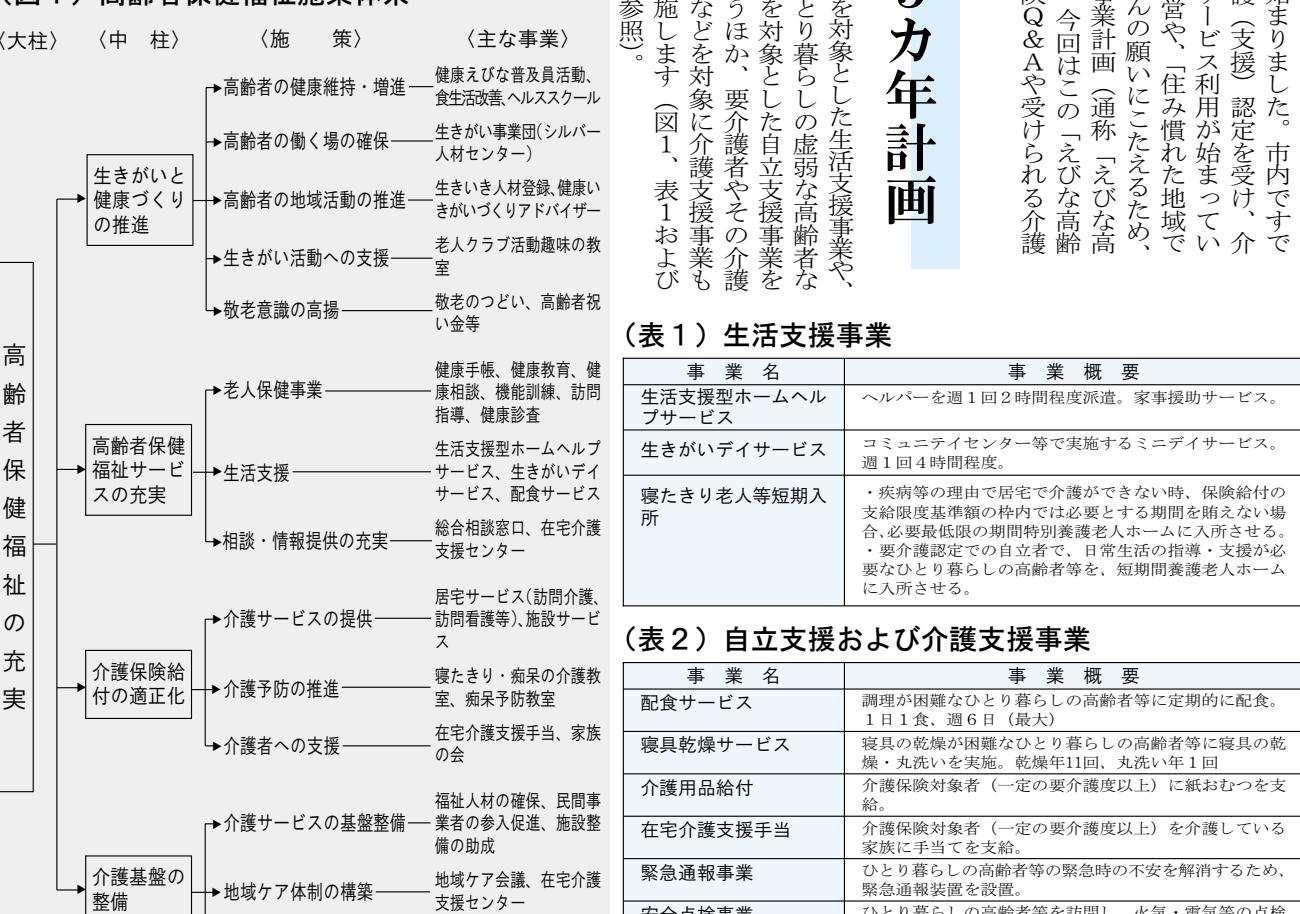
幅広く対応するプラン

市では、この「えびな高齢者プラン21」に、要介護・要支援まで至らない方への施策等も盛り込みました。具体的な要介護・要支援に至らない場合でも社会的な支援が必要な高齢者に対する用具によって金額が異なります。

4月1日から介護保険制度が始まりました。市内では900人を超える市民の方が要介護保険からの保険給付としてのサービス利用が始まっていました。また、市では制度の円滑運営や暮らしていきたいというみなさんの願いにこだえたため、「えびな高齢者プラン21」を策定しました。今回はこの「えびな高齢者プラン21」をはじめ、介護保険事業計画(通称「えびな高齢者プラン21」)をはじめ、介護保険Q&Aや受けられる介護サービスの紹介をします。

「プラン21」5カ年計画

(図1) 高齢者保健福祉施策体系

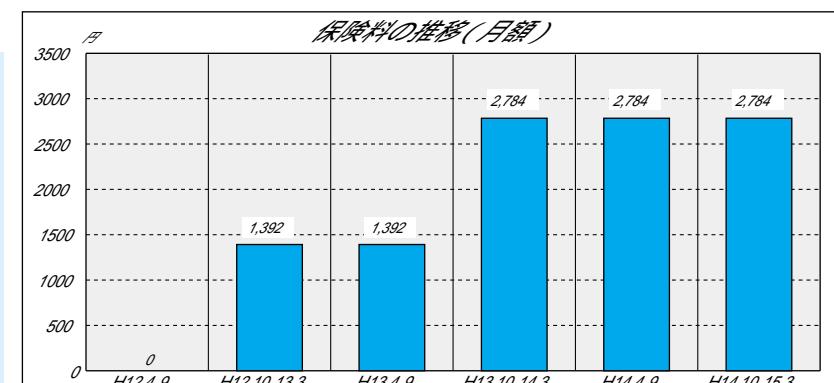


(表1) 生活支援事業

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------|--|
| 生活支援型ホームヘルプサービス | ヘルパーを週1回2時間程度派遣。家事援助サービス。 |
| 生きがいデイサービス | コミュニケーションセイタ等で実施するミニデイサービス。週1回4時間程度。 |
| 寝たきり老人短期入所 | 疾患等の理由で居室で介護ができない時、保険給付のため特別養護老人ホームに入所させる場合、必要最低限の期間特別養護老人ホームに入所させる。 |

(表2) 自立支援および介護支援事業

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------------|---|
| 配食サービス | 調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に定期的に配食。1日1食、週6日(最大) |
| 寝具乾燥サービス | 寝具の乾燥が困難なひとり暮らしの高齢者等に寝具の乾燥機「丸洗い」を実施。乾燥年11回、丸洗い年1回 |
| 介護用品給付 | 介護保険対象者(一定の要介護度以上)に紙おむつを支給。 |
| 在宅介護支援手当 | 介護保険対象者(一定の要介護度以上)を介護している家族へ手当を支給。 |
| 緊急通報事業 | ひとり暮らしの高齢者等の緊急時の不安を解消するため、緊急通報装置を設置。 |
| 安全点検事業 | ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、火気・電気等の点検を実施。 |
| 移送サービス(社会福祉協議会事業) | 体が不自由で歩行困難な者(年齢問わず)に対する送迎。 |

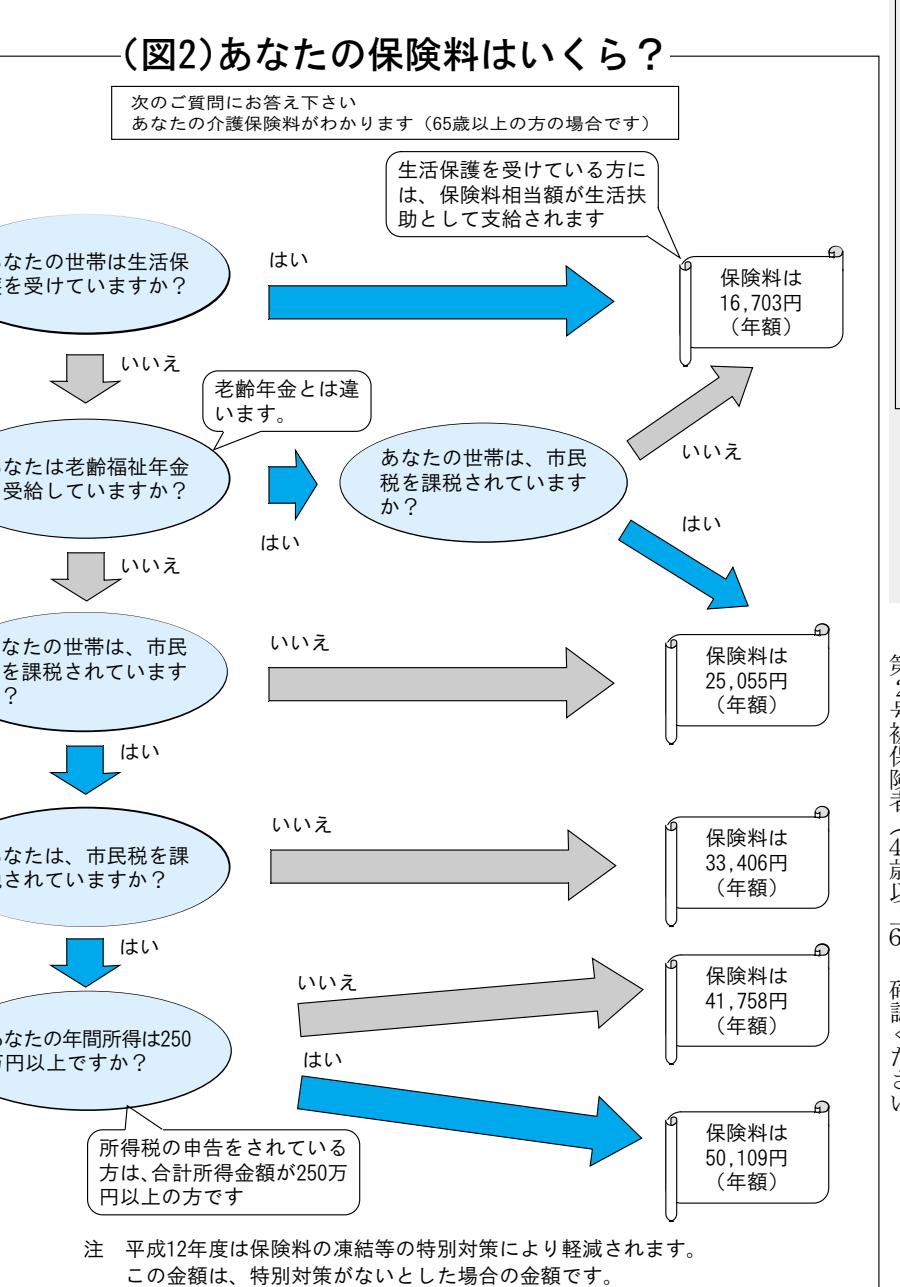


国民健康保険に加入している方

40歳になった月から65歳になった月の前月までの期間(第2号被保险者)は、加入している健康保険組合等に、今までの医療保険分に介護保険分を加えた金額を健康保険税(料)として支払うことになります。詳しくは、加入している健康保険組合等に問い合わせてください。

1年間の国民健康保険税 = 所得割 + 均等割 + 平等割
(世帯の被保険者)(世帯の被保険者)(世帯当たり定額)
介護保険分 = 所得割 + 均等割 + 平等割
(世帯の第2号被保険者)(世帯の被保険者)(世帯の被保険者)(世帯の第2号被保険者)(世帯の被保険者)(世帯の被保険者)

保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください



注 平成12年度は保険料の凍結等の特別対策により軽減されます。
この金額は、特別対策がないとした場合の金額です。

| 保険料区分 | 階層区分 | 説明 | 月額保険料 | 平成12年度(年額) | 平成13年度(年額) | 平成14年度(年額) |
|-------|----------|---------------------|-------|------------|------------|------------|
| (表3) | 第1段階被保険者 | 生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 | 1,392 | 4,176 | 12,528 | 16,703 |
| | 第2段階被保険者 | 住民税世帯非課税者 | 2,088 | 6,264 | 18,791 | 25,055 |
| | 第3段階被保険者 | 住民税本人非課税者 | 2,784 | 8,352 | 25,055 | 33,406 |
| | 第4段階被保険者 | 合計所得額250万円未満の者 | 3,480 | 10,440 | 31,319 | 41,758 |
| | 第5段階被保険者 | 合計所得額250万円以上の者 | 4,176 | 12,528 | 37,583 | 50,109 |

単位：円